

政 治・経 済

[I] 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問8）に答えよ。 (50点)

日本国憲法は、内閣と国会の関係について、「内閣は、(ア)の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ」(第66条3項)、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の(イ)で、これを指名する」(第67条1項)と規定している。また、国務大臣の任命について、「内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その(ウ)は、国会議員の中から選ばれなければならない」(第68条1項)と規定している。

このように、内閣は国会の信任に基づいているため、衆議院において内閣の不信任決議案が可決されるか、信任決議案が否決された場合、内閣は、(A)日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない(第69条)。衆議院が解散されると、解散の日から(B)日以内に総選挙が実施され、その選挙の日から(C)日以内に国会が召集される(第54条1項)。

日本国憲法は、以上のような内閣と国会の関係のほか、民主主義の基盤としての地方自治を尊重するため、地方自治のしくみについても規定している。たとえば、第93条は、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その(エ)機関として議会を設置する」(1項)、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」(2項)として、地方公共団体の機関とその直接選挙について規定している。また、第94条は、「地方公共団体は、その(オ)を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」として、地方公共団体の権能について規定している。さらに、第95条は、「一の地方公共団体のみに適用される(カ)は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその(ウ)の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」と規定している。

【設問1】文中の（ア）～（カ）に入る最も適切な憲法上の語句を、解答欄I-甲のア～カに記入せよ。

【設問2】文中の（A）～（C）に入る最も適切な数字を、次の語群から1つ選び、その番号を、解答欄I-乙のA～Cに記入せよ。

[語群]

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1. 7 | 2. 10 | 3. 14 |
| 4. 20 | 5. 21 | 6. 30 |
| 7. 40 | 8. 60 | 9. 90 |

【設問3】下線部②に関連して、次の文章の（D）と（E）に入る最も適切な語句や数字を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄I-乙のDとEに記入せよ。

内閣が統括する中央省庁は、2001年に1府22省庁から1府（D）省庁に再編された。1府（D）省庁のそれぞれの長と（E）長官には、国務大臣が就く。

[語群]

- | | | |
|--------|----------|---------|
| 1. 10 | 2. 12 | 3. 15 |
| 4. 20 | 5. 内閣法制局 | 6. 内閣官房 |
| 7. 檢察庁 | 8. 海上保安庁 | |

【設問4】下線部⑥に関連して、次の文章の（F）～（H）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄I-乙のF～Hに記入せよ。

1999年に制定された国会審議活性化法に基づいて、従来国務大臣を補佐するものとして設置されていた（F）が廃止され、新たに副大臣と（G）が設置された。また、官僚が国務大臣にかわって国会答弁を行う（H）も廃止された。

[語群]

- | | | |
|------------|-----------|--------------|
| 1. 国会対策委員会 | 2. 政府委員制度 | 3. 国家基本政策委員会 |
| 4. 大臣補佐官 | 5. 首相補佐官 | 6. 内閣危機管理監 |
| 7. 政策秘書 | 8. 大臣政務官 | 9. 政務次官 |

【設問5】下線部④に関連して、次の文章の（キ）に入る最も適切な人名を、解答欄I-甲のキに記入せよ。

地方自治は、イギリスの政治家（キ）が「民主主義の学校」とよんじように、住民が地域の自治に参画し、主権者としての自覚を高めるうえで重要な意義を有している。

【設問6】下線部④に関連して、次の文章の（ I ）～（ L ）に入る最も適切な語句や数字を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄I-乙のI～Lに記入せよ。

地方自治法では、住民が直接請求できる権利が定められている。たとえば、住民は、有権者の（ I ）分の1以上の署名を集めれば、条例の制定や改廃を請求することができる。こうした請求は、（ J ）とよばれる。また、住民は、原則として有権者の（ K ）分の1以上の署名を集めれば、議会の解散や議員・首長の解職を請求することもできる（有権者総数が40万人または80万人を超える場合には、別段の定めがある）。こうした請求は、（ L ）とよばれる。

[語群]

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 3 | 2. 5 | 3. 10 |
| 4. 20 | 5. 30 | 6. 50 |
| 7. フィルタリング | 8. リコール | 9. ファランジュ |
| 10. イニシアティブ | 11. レファレンダム | 12. トリクルダウン |

【設問7】下線部⑥に関連して、次の記述について、正しい記述ならば数字の1を、正しくない記述ならば数字の2を、解答欄I-乙に記入せよ。

地方公共団体が、条例によって、国の法令が定める基準よりも厳しい規制を行うことは許されない。

【設問8】下線部⑦に関連して、次の文章の（ ク ）に入る最も適切な語句を、解答欄I-甲のクに記入せよ。

2002年3月に滋賀県米原町（現米原市）で実施された住民投票条例による住民投票では、全国で初めて（ ク ）にも投票権が認められた。

[II] 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問7）に答えよ。 (50点)

世界各国は、資源とエネルギーの確保にくわえ、その活用をめぐって多様な問題を抱えている。大手石油会社B P社の報告書（2017年版および2018年版）によると、われわれ人類は、全世界で、近年のエネルギー消費のうち、約（ A ）割を、石油や天然ガスなどの化石燃料でまかなっている。これらの資源は有限である。^④ たとえば、同報告書によると、原油の2016年時点における可採年数は約（ B ）年だといわれている。

第二次世界大戦後、石油の採掘から精製、輸送、販売の全過程を操業する巨大企業が石油市場を支配していた。これらの企業は先進国に本社を置き、国際石油資本とよばれ、石油産業の全工程にわたることから、石油（ア）とも称された。この支配体制に対して、原料供給地である途上国は不満を高めていた。1962年に「天然資源に対する（イ）宣言」が国連総会で決議され、自国に埋蔵する天然資源の国有化と、その国有化を実行するための基準が規定された。1970年代になると、資源産出国において、^⑤ 資源ナショナリズムが高揚した。1973年に（C）が勃発すると、国際石油資本による原油価格の引き下げを防ぐために、石油輸出国機構（O P E C）は、原油価格の引き上げを断行した。その結果、国際石油資本による支配体制は大きく揺らぐ一方で、^⑥ 産油国は、原油市場の支配権を確立した。

こうした情勢の変化を受けて、日本を含む世界各国は資源の有限性を強く意識するようになり、新エネルギーの開発や、省エネルギーの実現に取り組んだ。日本のエネルギー政策は、1956年に（D）を当時の総理府に設置して以来、原子力発電がその中心的な役割を担ってきた。他方で、1974年から当時の通商産業省工業技術院が主導して（E）計画がはじまり、太陽光や地熱などの新エネルギー技術開発に巨額の資金が投下された。また同時期に、省エネルギーを実現するために、発電時の廃熱を、冷暖房や給湯に利用する（F）システムの運用もはじまった。

^④ 福島第一原子力発電所事故を受けて、日本政府は従来のエネルギー政策を見直し、再び新エネルギーの活用を模索している。原子力発電を、引き続き、一定量

の電力を安定的に供給できる電源、すなわち（ウ）電源と位置づけながら、2012年に（G）を施行し、太陽光や風力などソフト・エネルギー^④の活用を推進している。さらに、日本政府は、電力会社が独占してきた発電事業と（エ）事業とを分離し、市場競争を促すなど、電力システム改革にも着手している。

資源の採取についても、新たな展開が確認できる。たとえば、アメリカでは、（オ）とよばれる硬い岩盤にとじこめられた、原油や天然ガスを取り出す技術が開発された。アメリカのエネルギー情報局によると、2015年時点において、その新技術によって採掘可能となる原油と天然ガスの合計推定埋蔵量が最も多い国家は（H）である。日本でも、廃棄された携帯電話やゲーム機など、工業製品に内在するレアメタルなどの有用金属を資源として活用する、いわゆる「（カ）鉱山」の利用が検討されている。資源やエネルギーの有限性をふまえ、世界各国で多様な取り組みが進んでいるのである。

【設問1】文中の（ア）～（カ）に入る最も適切な語句を、解答欄II-甲のア～カに記入せよ。

【設問2】文中の（ A ）～（ H ）に入る最も適切な語句や数字を、次の語群から1つ選び、その番号を、解答欄II－乙のA～Hに記入せよ。

[語群]

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 資源有効利用促進法 | 2. テクノポリス |
| 3. 第四次中東戦争 | 4. サンシャイン |
| 5. ロシア | 6. 5 |
| 7. イラン・イラク戦争 | 8. 原子力委員会 |
| 9. 原子力規制庁 | 10. 第三次全国総合開発 |
| 11. アルゼンチン | 12. 2 |
| 13. 再生可能エネルギー特別措置法 | |
| 14. プルサーマル | 15. スマートグリッド |
| 16. レバノン内乱 | 17. 20 |
| 18. エネルギー基本法 | 19. 原子力安全・保安院 |
| 20. 90 | 21. 50 |
| 22. コージェネレーション | 23. 中国 |
| 24. 9 | |

【設問3】下線部④に関連して、世界の経済学者や科学者らによって結成されたローマークラブが1972年に発表した、資源の有限性についての報告書を何というか、解答欄II－甲に記入せよ。

【設問4】下線部⑥に関連して、次の文章の（ キ ）に入る最も適切な語句を、解答欄II－甲のキに記入せよ。

資源ナショナリズムの高まりを受けて、1974年に国際連合の第6回特別総会が開催された。総会では、途上国の主張が受け入れられ、新国際経済秩序樹立に関する宣言（N I E O）が採択された。「原材料および開発の諸問題」をテーマに開催されたこの第6回特別総会は、（ キ ）とよばれている。

【設問 5】下線部④に関連して、最も適切なものを、次の1～4のうちから1つ選び、その番号を、解答欄II-乙に記入せよ。

1. 石油輸出国機構は、1960年9月にイランとイラクとサウジアラビアとクウェートの中東四カ国により結成された。
2. 石油輸出国機構は、1973年に、2度にわたって原油価格を大幅に引き上げ、世界経済は大きく動搖した。一般的に、このできごとを第二次石油危機とよぶ。
3. 1970年代に石油輸出国機構が石油市場において支配権を確立した後、国際石油資本は、統合と再編を繰り返し、2000年以降は市場に対する影響力をほとんど失っている。
4. 1973年の原油価格高騰は各国経済へ影響し、日本ではトイレットペーパーが店頭からなくなるなどの混乱が生じた。

【設問 6】下線部④に関連して、国際原子力事象評価尺度に基づいて、高い事故レベルから並べた順番として正しいものを、次の1～4のうちから1つ選び、その番号を、解答欄II-乙に記入せよ。

1. (i) スリーマイル島原発事故 (ii) チェルノブイリ原発事故
(iii) 東海村臨界事故
2. (i) スリーマイル島原発事故 (ii) 東海村臨界事故
(iii) チェルノブイリ原発事故
3. (i) チェルノブイリ原発事故 (ii) スリーマイル島原発事故
(iii) 東海村臨界事故
4. (i) チェルノブイリ原発事故 (ii) 東海村臨界事故
(iii) スリーマイル島原発事故

【設問7】下線部②に関連して、次のa～cの記述について、正しいものには数字の1を、正しくないものには数字の2を、解答欄II-乙のa～cに記入せよ。

- a. 市街地の狭い河川や農業用水路において、水車などを用いて電力を生み出す発電方式を、小水力発電とよぶ。
- b. OECDの報告書（2016年版）によると、2016年の日本の電源別発電量の内訳において、水力や地熱や風力等のソフト・エネルギーの割合は4割を越えている。
- c. 日本で固定価格買い取り制度が導入された結果、家庭や企業で太陽光や地熱などを用いて発電された電力を、電力会社が一定価格で買い取るようになった。

[Ⅲ] 次の文章を読み、下の設問（設問1～設問7）に答えよ。 (50点)

近代社会成立以前のヨーロッパは、土地を所有する貴族や教会の聖職者など、一部の者だけが特権をもつ身分制社会であった。その後、国王への権力集中が進み、絶対王政が成立した。絶対王政は（A）を経済基盤とし、常備軍や官僚を使って国王が專制的な政治をおこなった。絶対王政は、聖書のことばなどを論拠に、国王の権力は神に由来すると主張する（ア）説によって正当化された。しかし、17世紀から18世紀にかけて市民階級が力をつけると、彼らは封建的な支配に抵抗して、自由や平等の保障、政治への参加を要求し、ついに市民革命をなしとげた。イギリスのピューリタン革命や名誉革命、アメリカの独立革命、フランス革命などが、その例である。

(ア)説を批判し、一連の市民革命に思想的基盤を提供したのは、社会契約説であった。イギリスの思想家（イ）は『リヴァイアサン』の中で、人間の自然状態は「万人の万人に対する闘争」であり、この悲惨な状態から逃れるために、各人は契約を結んで、強力な主権者の支配する国家を樹立する必要があると説いた。この主張は、結果的には絶対王政を擁護するものであった。

ロックは『統治二論』の中で、まず『家父長権論』の著者である（B）を徹底的に批判した。そのうえで、すべての人間は生命・自由・財産について（ウ）を有しており、これをより確実なものとするため、社会契約を結んで国家をつくるのだと考えた。したがって、政府が（ウ）を侵害するならば、人民には抵抗権が生じることになる。こうした考え方は、その後、ヨーロッパやアメリカにおける各種の宣言や法規に反映されていった。

ルソーは『社会契約論』の中で、諸個人が契約によって一つの共同体をつくり、公共の利益の実現をめざす市民の総意である（エ）にもとづいて主権が行使されるとき、真に自由で平等な社会が実現すると考えた。この主権は分割も譲渡もできないとして、イギリスの代議制を批判するとともに、（C）を理想の政治体制とした。

また、市民革命後の民主政治では、政府が権力を濫用しないようにするために、権力分立の考え方も生み出された。モンテスキューはその著書『（オ）』の中

で、国家権力を立法・行政・司法の三つに分け、それぞれを異なる機関に担当させる三権分立を説いた。これは政府を構成する各部分を抑制と均衡の関係におくことによって、権力の暴走を防ごうとするものである。

【設問 1】文中の（ア）～（オ）に入る最も適切な語句を、解答欄III－甲のア～オに記入せよ。

【設問 2】文中の（A）～（C）に入る最も適切な語句を、次の語群から1つ選び、その番号を、解答欄III－乙のA～Cに記入せよ。

[語群]

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 重商主義 | 2. 自由放任主義 | 3. 資本主義 |
| 4. 社会主義 | 5. ボダン | 6. ボシュエ |
| 7. フィルマー | 8. オーウェン | 9. 立憲君主制 |
| 10. 直接民主制 | 11. 間接民主制 | 12. 民主集中制 |

【設問3】下線部②に関連して、次の文章の（カ）～（ク）に入る最も適切な語句を、解答欄III-甲のカ～クに記入せよ。また、（D）と（E）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄III-乙のDとEに記入せよ。

社会契約説を生み出したのは、イギリスを中心に中世以来積み重ねられてきた法の支配という伝統である。1215年に発布された（カ）は、貴族の既得権の承認や王権の制限などが明記されており、法の支配の出発点をなす文書である。13世紀の法学者（キ）は、「国王といえども神と法の下にある」と述べた。17世紀の法学者エドワード＝コークは、この言葉を引用しつつ、中世以来の慣習法であるコモンーローは王権をも支配すると主張した。コークは、国王ジェームズ1世によって裁判官を罷免されたのち、下院議員として（ク）の起草に携わったことでも知られている。19世紀には、憲法学者（D）が『憲法序説』の中で、議会主義と法の支配をイギリス憲法の特徴として指摘するにいたった。

ドイツでも19世紀以降、権力者の専制を排するための理論として（E）という考え方が発達した。行政権は議会で定められた法律に従つて行使されなければならないとしたが、法律の実質的内容よりも形式的な適合性が重視される場合、個人の権利や自由が軽視されることもあった。しかし、現在では法の支配とほぼ同じ意味で用いられるようになっている。

[語群]

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1. ウォルポール | 2. バーク | 3. ダイシー |
| 4. バーリン | 5. 人の支配 | 6. 法治主義 |
| 7. 衡平法 | 8. 行政指導 | |

【設問4】下線部⑥に関連して、次の記述について、正しい記述ならば数字の1を、正しくない記述ならば数字の2を、解答欄III-乙に記入せよ。

社会契約説では、社会組織や権力機構の存在しない状態として自然状態が想定されている。その描き方は、思想家によって異なるが、いずれにせよ克服されるべき戦争状態として考えられている。

【設問5】下線部④に関連して、次の記述について、正しい記述ならば数字の1を、正しくない記述ならば数字の2を、解答欄III-乙に記入せよ。

1776年にジョージ＝メーソンを中心に起草されたヴァージニア権利章典は、世界で最初の人権宣言であり、その内容には革命権も含まれる。

【設問6】下線部④に関連して、次の文章の（F）～（H）に入る最も適切な語句を、下の語群から1つ選び、その番号を、解答欄III-乙のF～Hに記入せよ。

市民革命後の民主政治では、国民主権の原則が宣言され、国民の総意にもとづいて政治がおこなわれるようになった。国民の総意を確認するための方法として多数決がある。しかし、多数者の意見はつねに正しいとはかぎらず、少数者の権利を不当に侵害することもありうる。フランスのトクヴィルやイギリスの（F）は、こうした状態を多数者の専制とよんで、民主政治がもつ危険性を指摘した。

少数意見に配慮するために、言語、宗教、人種、階級などの亀裂が大きいヨーロッパの国々では、地域に自治権を与える連邦制を採用したり、多数決型民主主義にかわる（G）を模索したりしている。また、現代社会では、複雑な問題を単純化することで、理性よりも感情に働きかけて人々を動かし、多数の支持を得ようとする（H）の手法もしばしばみられる。

[語群]

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ハリントン | 2. ベンサム | 3. アダム＝スミス |
| 4. ミル | 5. ポピュリズム | 6. ヘイトスピーチ |
| 7. ファクトチェック | 8. エンパワーメント | 9. ポリアーキー |
| 10. 新自由主義 | 11. 多元的国家論 | 12. 合意型民主主義 |

【設問 7】 下線部②に関連して、次の a～c の記述について、正しいものには数字の 1 を、正しくないものには数字の 2 を、解答欄Ⅲ－乙の a～c に記入せよ。

- a. モンテスキュー以前に、ロックも権力分立を説いていた。ロックは、立法権と執行権を分離し、執行権の優位を唱えた。
- b. モンテスキューの権力分立論は、政治権力の運用原理として、アメリカ合衆国憲法やフランス人権宣言にも大きな影響を与えた。
- c. 三権分立以外にも権力分立は存在する。議会における二院制や中央集権に対する地方分権などが、その例である。